

ミャンマー：最低賃金の実質引き上げに関する告示

アジアニュースレター

2025 年 10 月 27 日号

執筆者:

[湯川 雄介](#)

y.yukawa@nishimura.com

[中島 朋子](#)

to.nakashima@nishimura.com

[鈴木 健文](#)

ta.suzuki@nishimura.com

※ 本ニュースレターは、2025 年 10 月 23 日現在の情報に基づいています。

ミャンマーでは、最低賃金法に基づく最低賃金として 1 時間当たり 600 チャット、1 日 8 時間労働で 4,800 チャットとした上で（Union Government and National Committee, Notification No.2/2018）、2023 年以降、休暇及び休日法に基づいて段階的に追加手当が導入されてきましたが、2025 年 10 月 14 日、ミャンマーの National Committee for Determining the Minimum Wage（最低賃金設定全国家委員会）が、追加手当を増額することによる最低賃金の実質的な引き上げに関する告示（Notification No.1/2025、「本賃金告示」）を公布しましたので、その概要をお伝えします。

本賃金告示によれば、8 時間労働の労働者に対して支払が必要となる最低賃金日額は以下のとおりです。

- 基本賃金：日額 4,800 チャット
- 追加手当：日額 1,000 チャット（2023 年 10 月 1 日以降）
- 追加手当：日額 1,000 チャット（2024 年 8 月 1 日以降）¹
- 追加手当：日額 1,000 チャット（2025 年 10 月 1 日以降）

すなわち、2025 年 10 月 1 日以降は、合計日額 7,800 チャットが新たな実質最低賃金となります。本賃金告示は全業種に適用されますが、従業員が 10 名未満の中小企業及び家族企業は対象外となります。

なお、責任あるビジネスの観点からは、いわゆる生活賃金（Living Wages）の支払が事業者には期待されているところであり、上記増額後の実質最低賃金が生活賃金を構成するかについては、個別の事情を踏まえて検討する必要があります。

¹ 2024 年 8 月 21 日付当事務所ニュースレター「[ミャンマー：倒産実務家の登録費用等及び最低賃金の実質引き上げに関する告示](#)」もご参照ください。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com